狩猟者の皆様へ

平成 30 年 11 月 20 日、北海道森林管理局管内国有林において、森林管理署職員が狩猟者に撃たれて死亡するという重大な事故が発生しました。

事故の発生を受け、伊豆森林管理署の対応としては、令和元年度から事故再発防止及び国有林の職員、国有林野事業を受注している事業体、散策等で入林されている一般の方々の安全確保のため、下記のとおりとさせていただいているところです。ご理解とご協力をお願いします。

記

1. 狩猟を目的とした入林の際、林道等の自動車通行の許可はいたしません。
  （徒歩による林道等の利用は可能です。）

2. 作業地付近や作業地に通じる歩道入口等には「発砲禁止」などの注意喚起表示をしています。付近での発砲は絶対に行わないでください。

3. 「立入禁止区域」について、「立入禁止区域図」をホームページ上で公表しています。十分に確認したうえ、入林してください。「立入禁止区域図」は四半期ごと（４月、７月、10 月、１月）に更新しています。
   また、「立入禁止区域」を設定している林道入口ゲートに、注意喚起表示をしています。

4. 休日（土曜・日曜・祝日・年末年始 12/29～1/3）においても事業を実施している場合があります。また、一般の方が散策等で入林されている場所もあります。安全確保のため、入林の２営業日前までに伊豆森林管理署又は、管轄する森林事務所に連絡をしてください。

5. 徒歩による狩猟についても、「入林届」の提出は必要です。また、入林届は森林管理署ごとに手続が必要です。

伊豆森林管理署長